

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
社会福祉法人勝山市社会福祉協議会障害者相談支援事業所運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会が設置する障害者相談支援事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定特定相談支援事業と指定障害児相談支援事業（以下「計画相談支援等」という。）に関し、人員及び運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な計画相談支援等の提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行なう。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、障害者福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------------|
| 1 名 称 | 勝山市社会福祉協議会障害者相談支援事業所 |
| 2 所在地 | 勝山市郡町1丁目1番50号 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 相談支援専門員 （常勤 1 名以上、非常勤 若干名）
相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から月3日までを除くが、緊急時はその限りでない。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、必要時にはその限りでない。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること。
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること。
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。
- (5) サービス利用計画の原案を作成すること。
- (6) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること。
- (7) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること。
- (8) サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市へ写しを提出すること。
- (9) 厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行なうこと。
- (10) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行なうこと。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領を行わない計画相談支援等を提供した際は、利用者等から厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を受領する。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費として勝山区域境界域から1Kmあたり10円いただきます。
公共交通機関等を利用した場合は、その実費の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、勝山市内全域とする。ただし、やむを得ない事情がある場合、必要と認められる場合はその限りでない。

(主たる対象とする障害の種別)

第9条 事業の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（児童福祉法に定める障害児）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

（５）難病等対象者

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（衛生管理等）

第 11 条 事業者は職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

（３）事業所において、職員五大志、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第 13 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、福井県及び支給決定をした市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（苦情解決）

第 14 条 事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う

調査又はあっせんのできる限り協力する。

(研修)

第 15 条 職員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり実施する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(個人情報の保持)

第 16 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報
情報を漏洩してはならない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその個人情報
情報の秘密を漏洩することがないように必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第 17 条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から 5 年間保存する。

(補則)

第 18 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は社会福祉法人勝山
市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 4 年 6 月 6 日より一部改正する。